

資料4

八幡市地域公共交通網再編案(最終案)ルート・運賃・ダイヤの考え方(運賃・ダイヤ)

2. 運 賃

(1) コミュニティバス西・東ルート

項目	現 状	運賃案
普通運賃	▶ 大人 200 円 小児 100 円 (障がい者手帳保有者：半額)	大人 250 円 小児 130 円 (障がい者手帳保有者：半額)
1 日乗車券	▶ 300 円(大人・小児共通)	400 円(大人・小児共通)
乗継運賃	▶ 50 円(路線バス乗継時、@大芝・くすのき小学校)	50 円(路線バス乗継時、@大芝・くすのき小学校)
支払方法	▶ 現金・IC カード	現金・IC カード
メリット	▶ -	・市の財政負担の抑制 ・地域全体の運賃体系が統一され分かりやすい ・並行路線への影響が比較的小さい
デメリット	▶ -	・利用者負担の増加

■運賃設定の考え方

- ・路線バス運賃と同額設定
 - ⇒地域内の運賃統一と並行路線への配慮
 - ⇒物価高騰・燃料費・人件費上昇に伴う経費増大が見込まれるため、持続可能な運行確保に向けて運賃収入の増収を図る。
- ・1日乗車券を継続し、利用者負担を緩和。また乗換利用についても1日乗車券を共通利用することにより負担を緩和(例：往復1,000円⇒400円に)。

(2) (仮称) 東部地域予約型乗合タクシー

項目	運賃案
普通運賃	▶ 大人 250 円 小児 130 円 (障がい者手帳保有者：半額)
1 日乗車券	▶ 400 円(大人・小児共通)(コミバスと共に利用可)
乗継運賃	▶ なし
支払方法	▶ 現金・IC カード
メリット	▶ ・市の財政負担の抑制 ・地域全体の運賃体系が統一され分かりやすい。 ・並行路線への影響が比較的小さい
デメリット	▶ ・利用者負担の増加

■運賃設定の考え方

- ・路線バス運賃と同額設定
 - ⇒地域内の運賃統一と競合路線への配慮
 - ⇒物価高騰・燃料費・人件費上昇に伴う経費増大が見込まれるため、持続可能な運行確保に向けて運賃収入の増収を図る。
- ・1日乗車券を継続し、利用者負担を緩和。また乗換利用についても1日乗車券を共通利用することにより負担を緩和(例：往復1,000円⇒400円に)。

3. ダイヤ

(1) コミュニティバス西・東ルート

項目	現状	▶ 運行概要(たたき案)
運行態様	路線定期運行	▶ 路線定期運行
路線	1 路線	▶ 2 路線（西ルート、東ルート）
運行日	毎日（12/29～1/3 運休）	▶ 平日・土曜日（日祝及び 12/29～1/3 運休）
運行時間帯	7 時台～17 時台	▶ 西ルート： 平日 7 時台～17 時台、土曜日は運行時間調整 東ルート：7 時台～17 時台
ダイヤ	20 便/日	▶ 西ルート：平日 20 便/日、土曜日は運行本数調整 東ルート：平日・土曜日 10 便/日
運行頻度	2 便/時間	▶ 西ルート：2 便/時間（1 往復） 東ルート：1 便/時間（0.5 往復）
営業キロ	約 16.6 km	▶ 西ルート：14.2 km ^(※1) 東ルート：11.6 km ^(※1)
所要時間	市民体育館行：52 分 橋本東山本行：49 分	▶ 西ルート： 石清水八幡宮駅行：47 分 橋本東山本行：46 分 東ルート： (仮称)業務スーパー前行：43 分 ^(※2) 市民体育館行：43 分 ^(※2)
運送期間	-	令和 8 年 10 月 1 日～（予定）
法的位置づけ	道路運送法第 4 条（路線定期運行）	▶ 道路運送法第 4 条（路線定期運行）
運行主体等	京都京阪バス	▶ 西ルート：京都京阪バス（予定） 東ルート：タクシー事業者（予定）
車両	小型バス（定員 29 人）2 台	▶ 西ルート：小型バス（定員 29 人）2 台 東ルート：ジャンボタクシー（定員 9 人）1 台

(※1) 既存の並行路線の営業キロ、Google マップにより計算したものであり、参考値。

(※2) 既存の並行路線の所要時間、Google マップにより計算したものであり、参考値。

また、イズミヤでの停車時間（10 分）を含む

■ ダイヤ設定の考え方

- ・運行日を平日と土曜日とし、土曜日は運行時間・本数を調整する。
 - ▶ 現状は、土曜日の朝夕および日祝日の利用者数が少ない（平日と比較した場合）。
 - ▶ 利用世代は高齢者が多く、利用目的も通院や買い物が多い（日祝は病院が休診）。
 - ▶ 西ルートの平日は 1 本/時間を維持、東ルートの運行範囲を拡大。

■（仮称）東部地域予約型乗合タクシー

項目	運行概要（たたき案）
運行態様	路線定期運行または区域運行
路線	1 路線
運行日	平日・土曜日（日祝及び 12/29～1/3 運休）
運行時間帯	7 時台～17 時台 ※ 土曜日は運行時間短縮
ダイヤ	10 便/日 ※ ただし、予約があった場合のみ運行
運行頻度	1 便/時間
営業キロ	約 11.5 km（イズミヤ～石清水八幡宮駅～蜻蛉尻～イズミヤ）
所要時間	約 35 分（1 周した場合）
運送期間	令和 8 年 10 月 1 日～（予定）
法的位置づけ	道路運送法第 4 条（路線定期運行または区域運行）
運行主体等	タクシー事業者（予定）
車両	タクシー（定員 4 人） 1 台

■ ダイヤ設定の考え方

- ・二階堂、下奈良、志水 移動における移動をカバー
- ・利用者数が少ないため、予約があった場合のみ運行
 - ▶ 予約制にすることにより、空バスの発生を防ぎ、効率的な運行を実現